



連絡先(担当) 川端、高野

滋賀県草津市矢橋町649番地

電話 077(562)4978

FAX 077(562)9016

Email: ngc@ngcon.co.jp

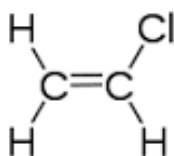
## 土壤環境基準、地下水環境基準及び土壤汚染対策法施行規則が改正されます

平成29年4月1日より土壤環境基準、地下水環境基準や土壤汚染対策法施行規則の一部が改正されます。

- 土壤環境基準・・・クロロエチレン、1,4-ジオキサンを追加
- 地下水環境基準・・・塩化ビニルモノマーの項目名をクロロエチレンに変更
- 土壤汚染対策法施行規則
  - ・・・土壤溶出量基準、地下水基準及び第二溶出量基準にクロロエチレンを追加

	クロロエチレン	1,4-ジオキサン
土壤環境基準	0.002 mg/L	0.05 mg /L
地下水環境基準	0.002 mg/L 塩化ビニルモノマー から項目名変更	0.05 mg/L 既に設定あり
土対法 溶出量基準	0.002 mg/L	—
// 地下水基準	0.002 mg/L	—
// 第二溶出量基準	0.02 mg/L	—

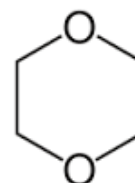
### クロロエチレン



- ・ 特異的な臭気があり、常温では無色の気体
- ・ 比重0.9 (液体：20℃/4℃)
- ・ 水への溶解度8.81g/L (25℃)

地面に放出された場合には、土壤に吸着されず、地下水にすぐに移動し、そこで二酸化炭素と塩素イオンまで分解されることもあれば、あるいは数か月間または数年間にもわたって変化せずにとどまることもある。トリクロロエチレン等の分解産物として地下水で報告されている。

### 1,4-ジオキサン



西日本技術コンサルタントのホームページもご覧ください。

[www.ngcon.co.jp](http://www.ngcon.co.jp)